

知りたいこと、楽しいこと、み～つけた♪

…みっけ通信4月号…

市内の子育て情報を紹介しています。みっけ(子育て支援センター)、
プチみっけ(市役所本庁舎3階)にも気軽にお立ち寄りください。



公園に遊びに行こう!!



寒さも和らいで、外あそびが楽しい季節ですね。

「そうか子育て応援・情報サイト ぼっくるん」では、子育て支援コーディネーターが取材した、111ヶ所の公園の写真を掲載しています。公園の場所・遊具・おむつ替えができるトイレもチェックできるので、初めてのママも安心して遊びに行けます。★公園情報は随時更新の予定です。

子育て支援コーディネーターの子育てちょっとヒント



☞ 知っていますか？

子どもの権利条約「4つの原則」を紹介します。

子どもの権利が守られるためには、おとなも子どももこの条約について知ることがとても大切です。この原則は日本の「こども基本法」にも取り入れられています。

1 差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(日本ユニセフ協会ホームページより)

子どもの権利条約

世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。1989年国連において採択されました。日本は1994年にこの条約に同意し、現在196の国と地域がこの条約を結んでいます。



「世界の子ども権利かるた」
草加市役所本庁舎3階
キッズコーナーで展示中

くじら公園 (花栗第2児童遊園) (花栗3-7)
(令和6年2月取材)

人工芝の
幼児ゾーンが
新しくできたよ



松原団地記念公園 (松原3-1)
(令和5年12月取材)



キッチンカー
が出店する
日もあるよ



新しい
公園だよ



吉町あずま公園 (吉町1-6-22)
(令和5年5月取材)

マークがついている公園は、桜が咲いてお花見も楽しめます



そうか子育て応援・情報サイト「ぼっくるん」

★お出かけのときに公園情報、チェックしてね♪
(子育て支援コーディネーター取材)



こども医療費の対象年齢が拡大します

令和6年(2024年)4月1日診療分から、通院に係る医療費の支給対象年齢が18歳の年度末までに拡大します。

3月までの対象
通院: 中学3年生まで
入院: 高校3年生まで



4月からは
通院 } 高校3年生まで
入院 }

